

乙第2号議案

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3採石業務管理者試験合格者と同等資格の認定申請手数料の項中「第32条の4第1項第5号口」を「第32条の4第1項第6号口」に改め、同表砂利採取業務主任者試験合格者と同等資格の認定申請手数料の項中「第6条第1項第5号口」を「第6条第1項第6号口」に改める。

附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。